

西濃地域における越境避難に関する協定書

大垣市、海津市、養老郡養老町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町及び揖斐郡大野町（以下「市町」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、当該市町内の避難場所に避難するより隣接する市町に避難する方が安全であると認められる地域（以下「越境避難地域」という。）の住民の一時避難に係る協力の内容等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に越境避難地域の住民が、市町の境界を越えて円滑に一時避難できるように必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難元市町 越境避難地域が属する市町
- (2) 避難先市町 越境避難地域の住民の一時避難を受け入れる市町
- (3) 避難施設 越境避難地域の住民の一時避難のために避難先市町が予め指定する施設

（避難施設）

第3条 越境避難地域ごとに指定する避難施設は、別表のとおりとする。

（使用の要請）

第4条 避難元市町の長は、越境避難地域の住民が避難施設に避難する必要があると認めるときは、避難先市町の長に対して避難施設の使用を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、口頭により行うことができる。この場合において、避難元市町の長は、速やかに、当該要請に係る文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第5条 避難先市町の長は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難施設を当該要請に係る越境避難地域の住民が使用することを認めるものとする。

（情報の交換）

第6条 避難元市町及び避難先市町は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、各市町の防災担当課長とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難元市町と避難先市町がそれぞれ協議して定めるものとする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各市町の長及び立会人が署名の上、各1通を保有する。

別表 （第3条関係）

越境避難地域	避難施設（所在地）
大垣市平町地内（揖斐川以東）	安八町立名森小学校（安八郡安八町大明神40番地）
養老郡養老町大巻字東川並及び北川並	海津市立今尾小学校（海津市平田町今尾4434番地）
安八郡神戸町西座倉	大野町立南小学校（揖斐郡大野町大字加納468番地）
同郡輪之内町福東川西	大垣市立江東小学校（大垣市内原三丁目135番地）
同郡同町塩川西	養老町立笠郷小学校（養老郡養老町船附1150番地）

平成27年2月10日

大垣市長

海津市長

養老町長

神戸町長

輪之内町長

安八町長

大野町長

立会人

岐阜県西濃振興局長